

鋼索線(石清水八幡宮参道ケーブル)における酒気帯び状態での就業および不正行為について

京阪電気鉄道(株)(本社：大阪市中央区・社長：中野道夫)では、鋼索線(石清水八幡宮参道ケーブル)において、当社社員が酒気帯びの状態での業務に就き、ケーブルの運転操作等を行っていたことが、お客さまからの申し出により判明いたしました。

お客さまをはじめ、関係者の皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしたこと、鉄道事業に従事する者としてあるまじき行為で信用を失墜させる事態を惹き起こしたことを心より深くお詫び申し上げます。当社といたしましては今回の事態を厳粛に受け止め、社員に対する教育指導を徹底し、再発防止に努めてまいります所存です。

1. 2019年10月30日(水)に酒気帯び状態での就業および不正を行った社員
車両部に所属する社員2名(A：主任、B：助役)

2. 判明の経緯

2019年10月30日(水)、当社お客さまセンターに、鋼索線(石清水八幡宮参道ケーブル)において、当社社員が酒気帯びの状態での勤務しているのではないかとのご意見を頂戴しました。直ちに事実関係の調査を行ったところ、当社車両部社員B(助役)が酒気帯び状態での出勤、その上長にあたる社員A(主任)が社員Bの代わりに業務前のアルコール検査を実施し、記録を残していたことが判明いたしました。

3. 状況

鋼索線の運行に関する当社基準では、酒気帯びの有無の判定基準において、「0.1mg/L以下」を許容値と定めております。10月30日(水)6時30分頃、社員Bがケーブル八幡宮口駅事務所に出勤、アルコール検査器を使用して酒気帯びの検査を行ったところ、許容値を超えたため、そのデータを保存せず、上長にあたる社員Aに相談、社員Aが代わりに行った検査結果を社員Bのものとして保存し、酒気帯び状態のまま通常業務に就かせました。

その後、社員Bは、主としてケーブル八幡宮山上駅にて運転業務(運転室にて遠隔でケーブルを操作)等に携わっておりました。

また、アルコール検査においては、本人であることを証明するために、アルコール検査後にカメラ撮影を行っておりますが、それについても社員Aの呼気で検査後、社員Bの写真を撮影するという不正を行っておりました。

(別紙参照：アルコール検査器写真、通常の検査手順)

4. 鋼索線業務に携わる全社員への調査・確認

車両部内で鋼索線業務に携わる全従業員への聞き取り調査を行った結果、上記社員Aが当該案件とは別に過去1回、同様に代行して検査をしたことを認めております。また、他の社員に関しても不正の事実が発覚、今回の件も含めて計6回(社員6名が関与)の事実が発覚しました。

5. 当該社員および管理監督者の処分

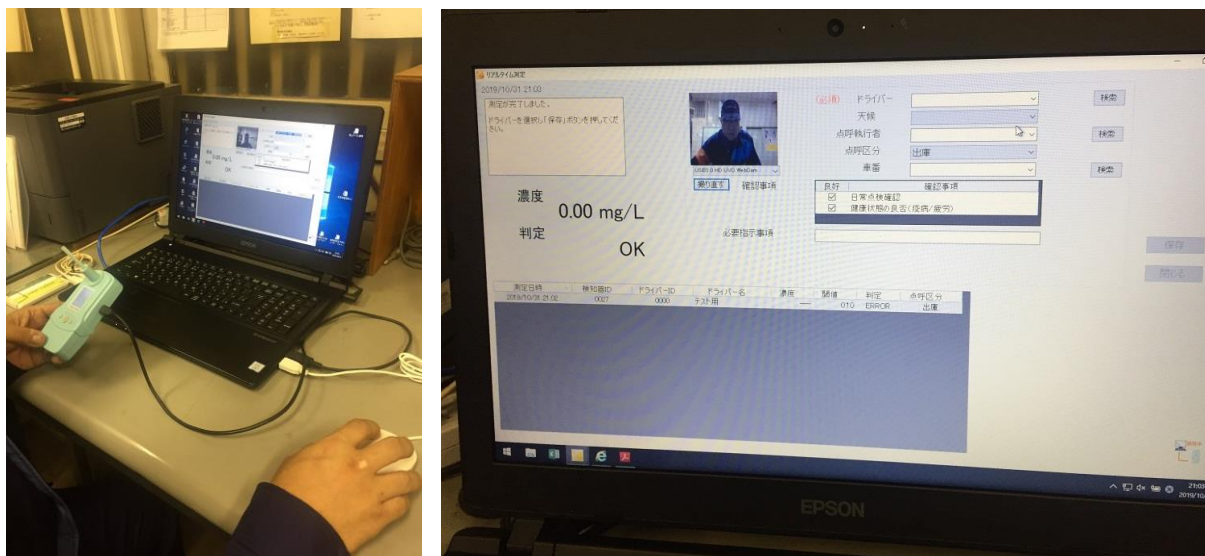
酒気帯び状態で勤務した者および不正行為を行った社員ならびにその管理監督者に対しては、社内規程に則り厳正に処分いたします。

6. 再発防止策

このような事案を惹起したことを深く反省し、社員へ職責の自覚をあらためて促すとともに、コンプライアンス意識向上の徹底を図ります。あわせて、チェック体制の見直し(不正のできない機器、仕組みへの改変)、社内監査の強化等の再発防止策に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

以 上

■アルコール検査器写真



■通常の検査手順

- ① 共用パソコンにインストールされたアルコール検査ソフトを立ち上げる
- ② 共用パソコンに接続したアルコール検査器に呼気を吹き込む
- ③ 呼気中のアルコール濃度の測定結果が許容値に収まっていた場合は「OK（黒文字）」の判定が出る（許容値を超えていた場合は、「NG（赤文字）」の判定が出る）
- ④ 検査者を明らかにするため、（パソコンの内蔵カメラにて）写真撮影を実施
- ⑤ 検査者名を入力し、データを保存